

法人ニュース胆江

第28号 令和2年7月



令和元年度 税に関する絵はがきコンクール
東北六県法人会連合会優秀賞・水沢税務署長賞 受賞作品
南都田小学校 6年生 村上 佑夏さん
(当時)

新入会員を募集中!!

経営に差がつく! 税の知識が身につく!
人脈がひろがる! 社会に貢献する!

法人会は、60年を超える歴史を有し、
全国約80万社が加入する団体です。
随時、新入会員を募集しておりますので、
ぜひ、お知り合いの企業がございましたら、
ご紹介お願いいたします。



胆江法人会事務局 (TEL: 24-3141)

詳しくは事務局又は、ホームページで! [胆江法人会](#)

公益社団法人 胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢東町4
TEL 24-3141 FAX 24-3148
URL <http://www.tankou.jp>
Mail info@tankou.jp

第8回通常総会開催される

去る6月23日(火)午前10時30分よりプラザイン水沢において、第8回通常総会が、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で縮小開催されました。水沢税務署佐藤署長及び法人統括官の来賓2名と会員34名が出席しました。

佐藤会長が議長となり議事が進行され、報告事項として、理事会にて決議されている、令和元年度事業報告、令和2年度事業計画、令和2年度収支予算について報告され、決議事項の令和元年度計算書類について原案通り承認されました。

議事終了後、当会が行った消費税軽減税率制度の周知・広報活動に対しまして、佐藤税務署長から佐藤会長へ感謝状が贈呈されました。また、優良経理担当者表彰及び会員増強推進表彰の表彰披露が行われました。

続いて、佐藤税務署長から祝辞を頂き、総会が終了しました。

今後とも会員皆様方から、法人会運営についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

優良経理担当者表彰受表彰者

- (一社) 岩手県法人会連合会 会長表彰
白金運輸(株) 酒匂真理子
- 高惣建設(株) 佐藤美由紀



会員増強推進表彰受表彰者

- 大同生命保険(株) 遠藤 緑
- 税理士法人奥州会計 立野 晃
- 株立野屋

- (公社) 胆江法人会 会長表彰
白金運輸(株) 佐々木美香
- EC南部コーポレーション(株) 佐藤 恵
- 白金運輸(株) 島山千賀子
- DOWA通運(株) 高橋 邦彦
- (株)御幸造園 細川 千穂
- 高惣建設(株) 千葉 有莉
- (一財) 水沢環境公社 佐藤 立子

胆江法人会 水沢税務署長感謝状受賞

水沢税務署より消費税軽減税率制度の周知・広報活動に対しまして、感謝状を受賞いたしました。



新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集のお知らせ

新型コロナウイルス に関する対策リンク集

胆江法人会
<http://www.tankou.jp>

検索

当会ホームページに中小企業に関する施策等を取りまとめた「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」が掲載されておりますので、是非ご活用ください。

- ・持続化給付金
- ・税制上の措置 (財務省・国税庁・総務省)
- ・資金繰りについて (経済産業省)
- ・雇用調整助成金
- ・社会保険料等の猶予制度 (厚生労働省)
- ・関係省庁のお役立ち情報 (首相官邸) など

働く基本のキ 成果を上げる 仕事術

経営コンサルタント 崎山 宜行

仕事ができる人に共通する力は、先をイメージする力を持つていることです。

携わっている仕事のゴールが見え、そのゴールに至るまでの過程をイメージするスキルを持つているからこそ、効率的に、短時間で到達することができ、成果も挙げているのです。

先をイメージする力を最大化するためには、ゴールである期待は何なのか、そのためにすべきことは何なのかを組み立て、いつまでに達成するかといったスケジュールも組み立てられるということなのです。

これらのことをイメージ

できることが、すなわち「仕事ができる」という公式が成り立っているのです。

このイメージする力を日頃から強くするために、日頃から情報の引き出しを多く蓄えておくことによつて、いわば「一を知つて十を知る」ように、僅かな情報を得ても、瞬時に全体像を描けるようになるものです。そのために、日頃から実践しておきたい、至極当たり前なポイントをお伝えします。

常識的な実践を記していますが、小さな実践の差が大きな業績の差となる時代だけに、部下指導に当たる管理者も服膺しておきたいところなのです。

①メモ習慣を身に付けよう
仕事ができる人ほど、メモを取る習慣が身に付いています。単に、商談での顧客と対面してのメモだけでなく、入手した情報やデータ、思いついたこと、気が付いたこと、改めるべきこと、取り組みなければならぬこと……、即座にポケットから取り出して、記し

ておくことで、効率的な取り組みを実現することにもなります。

昨今、タブレットやスマホなどのメモ機能がある情報機器もありますが、自由に図解化して記録しておくことやメモした取り組みの優先順位を付番して記録していくなどからいえば、手書きのポケット版手帳ノートが最適です。

さらに、お客様との対話での顧客の要望や情報などメモは、お客様にしてみれば、こちらの言い分や事情を聞いてくれるとの思いも抱かせ、誠実さもアピールすることにもなります。

②スケジュールを立てよう
成果を上げていく仕事を進める上では、スケジュールを立てて取り組むことが大切ですが、いつまでにどんなことをこなしていくかなければならないのが明確になり、段取りよく、効率的な活動で、成果を上げることにつながります。

1日、1週間、せめて1カ月先までを見通したスケジュール建てをしておくこと、

心にゆとりもできるだけでなく、共に仕事を進める社員同士が情報と目標を共有化し、一段と成果を高める結果となります。無論、仕事に取り組む上でのリスクやトラブル回避につながる効果も期待できます。

③集中して取り組もう
仕事は、だから取り組んだ3時間の仕事は、集中して取り組んだ1時間に相当すると言われていただけに、短時間で濃密に、集中して行っていくことが大切です。

自らスケジュールにまとめた業務の進め方に従い、集中して取り組むことで、予期以上の成果を収めることができずし、失敗を防ぐ効果も高く、さらなる成果を高めるアイデアも副産物として生まれてくることも期待できます。

④ネットを活用しよう
若い社員ほど学校教育でインターネットに習熟しているだけに、インターネットを積極的に活用し、働いている業界に通じる新たなビジネスモデルや新製品・

新サービスへの理解を深め、新しいビジネス用語などの理解していく機会を増やしていきたいものです。

そうして得られた情報は顧客に役立つものだったりするもので、提供することで顧客からの指示や満足がえられることにもなります。

また、インターネットではビジネスの世界で身に付けておきたいスキルや自己啓発を図る上での情報提供機会にも恵まれる時代になりました。法人会のHPで、ビジネススキルを磨くための「オンデマンドセミナー」も無料で視聴でき、活用していきたいところです。

⑤相手の喜ぶことを考えよう
顧客である相手の喜びがあつてこそ、仕事やビジネスは成立することは言うまでもありません。仕事の基本は「お客さま、そして相手に喜ばれる」ことを強く認識することです。

相手に喜ばれるために、自身でできることを考えての行動は、相手から大事されるとともに、成果にもなるのです。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの
▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。

公益財団法人
全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ 担保は不要。
- ▷ 延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

青年部会租税教室



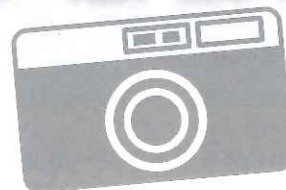
開催日 令和2年5月26日(火)
会場 胆沢愛宕小学校
講師 青年部会幹事
塚田 裕樹氏

新年賀詞交歓会



開催日 令和2年2月13日(木)
会場 水沢グランドホテル

事業活動



カメラレポート

青年部会租税教室



開催日 令和2年6月5日(金)
会場 水沢南小学校
講師 青年部会顧問
阿部 洋司氏

第223回社長大学・講演会



開催日 令和2年2月18日(火)
会場 プラザイン水沢
講師 日本銀行盛岡事務所長
赤沢 文彦氏

第222回社長大学・講演会



開催日 令和2年1月21日(火)
会場 プラザイン水沢
講師 一番化戦略研究所(株)
代表取締役 高田 稔氏

第8回通常総会



開催日 令和2年6月23日(火)
会場 プラザイン水沢

女性部会絵はがきコンクール表彰



開催日 令和2年3月2日(月)
会場 南都田小学校

女性部会移動研修会



開催日 令和2年2月12日(水)
会場 東京 キャッツシアター
劇団四季「CATS」観劇

お知らせ

本年10月に開催予定の第37回法人会全国大会岩手大会は、新型コロナウイルス感染症により中止となりました。

1年延期の来年10月に開催される予定です。

第2回定例理事会



開催日 令和2年3月24日(火)
会場 プラザイン水沢

青年部会30周年記念税務講演会



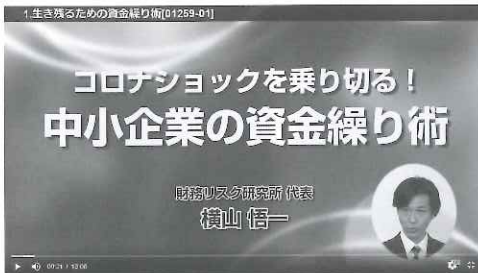
開催日 令和2年2月13日(木)
会場 水沢グランドホテル
講師 仙台国税局課税第二部次長 小野 康弘氏

インターネットセミナーのご案内

当会ホームページにアクセスし、ID・パスワードをご入力いただくと、すべて無料で見放題なインターネットセミナーのご案内です。

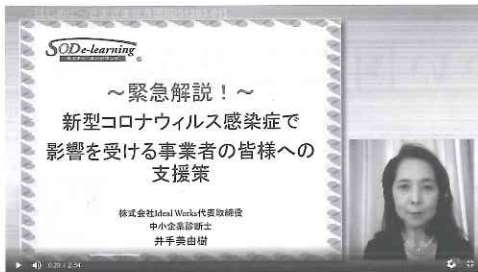
パソコンはもちろん、スマホやタブレットで、いつでもどこでも好きなだけ、気になるセミナーが視聴できます。経営や人材育成、経理、法律、健康、政治経済など、映像と音声により仕事に役立つ本格的なセミナーが受講できます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出が困難になった方、忙しくてセミナー・研修会に参加出来ない方など、この機会にぜひご活用ください。



例えばこんなセミナーがあります

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応が、中小企業の経営へ大きな影響を与えています。先の見えない不安から経営判断に迷う場面が多いのではないのでしょうか。本セミナーでは、自社の現状を知る「資金繰り表」、事業を継続させるための「資金調達方法」、返済するための「事業計画表」を紹介します。



新型コロナウイルス感染症の影響で、政府からは様々な支援策が打ち出されており、本セミナーは「緊急解説企画」として、資金繰り支援をはじめ、各種補助事業や中小企業の相談窓口などについて解り易く解説します。

胆江法人会のホームページからアクセス

胆江法人会
http://www.tankou.jp

検索

会員専用コンテンツは「会員 ID : hj1305
PW : 3141」でご覧になれます。

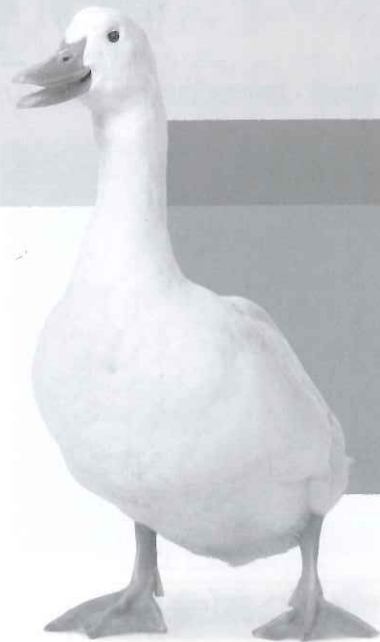
アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を
受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、
約束します。お客様ひとりひとりが創る、
自分らしく充実した人生。アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。
Aflac



(引受保険会社) **アフラック** 盛岡支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIICHI 大同生命保険株式会社

きた東北支社 盛岡営業部 岩手南営業所/岩手県奥州市水沢大町153番地 千田善ビル2F
TEL 0197-23-5619



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS (事業総合賠償責任保険)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
飲食物品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
海外進出企業向けサポートプラン	WorldRisk

AIG 損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

盛岡支店

〒020-0015
岩手県盛岡市本町通3-18-45 富士火災盛岡ビル
TEL. 019-651-0584 FAX. 019-625-3406
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)